

cn※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面：「マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款」

改訂日：平成31年4月1日改訂

旧	新
<p>●第3条 F X取引のリスクおよび自己責任の確認 お客様は契約約款等の内容を承諾頂く他、次の各号に掲げる内容を充分把握し、リスクについて充分理解した上でお客様の判断と責任において、F X取引を行う。</p> <p>① ～④省略</p> <p>⑤ F X取引においては各国の祝日や特定の時間帯、また、天変地異、戦争や政変、為替管理政策の変更等の特殊な状況下で、マネーパートナーズからお客様へのレート提示が困難になり、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる流動性リスクがあること。また、お客様へのレート提示が停止した場合、配信再開時に停止時のレートから大きくかい離れたレートとなり自動決済（自動ロスカット）が執行されて損失を生ずることとなる可能性があること。場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回る恐れがあること。</p> <p>●第5条 口座開設</p> <p>(1) お客様が、F X取引を行うためにF X口座を設けるにはマネーパートナーズのホームページ内にある口座開設申込みフォームまたはマネーパートナーズ指定の書面に必要事項を記入し所定の本人確認書類その他マネーパートナーズが求める書類を添えて申込むことが必要であり、その申込にあたっては以下の各号に掲げる全ての要件を満たしていることを要する。</p> <p>①～⑧省略</p>	<p>●第3条 F X取引のリスクおよび自己責任の確認 お客様は契約約款等の内容を承諾頂く他、次の各号に掲げる内容を充分把握し、リスクについて充分理解した上でお客様の判断と責任において、F X取引を行う。</p> <p>①～④省略</p> <p>⑤ F X取引においては各国の祝日や特定の時間帯、また、天変地異、戦争や政変、為替管理政策の変更、<u>その他突発的な金融・経済情報の発表等</u>の特殊な状況下で、<u>マネーパートナーズがカバー取引を行うカウンターパーティがレート配信を停止し、または異常レートを配信する等により、</u>マネーパートナーズからお客様へのレート配信が困難になり<u>レート配信を停止し、</u>お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる流動性リスクがあること。また、お客様へのレート配信が停止した場合、<u>レート配信の再開まで、数十秒から数分、相場状況によっては、さらに長い時間を要する場合があります、</u>配信再開時に停止時のレートから大きくかい離れたレートとなり自動決済（自動ロスカット）が執行されて損失を生ずることとなる可能性があること。場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回る恐れがあること。</p> <p>●第5条 口座開設</p> <p>(1) お客様が、F X取引を行うためにF X口座を設けるにはマネーパートナーズのホームページ内にある口座開設申込みフォームまたはマネーパートナーズ指定の書面に必要事項を記入し所定の本人確認書類その他マネーパートナーズが求める書類を添えて申込むことが必要であり、その申込にあたっては以下の各号に掲げる全ての要件を満たしていることを要する。</p> <p>①～⑧ 省略</p>

<p>&lt;新設&gt;</p> <p>⑨お客様が法人の場合、F X取引を行うことは、法令その他の諸規則または定款、その他の内規に違反せず、F X取引のために必要な法令上の手続および内部手続遵守のための体制を有していること。</p> <p>⑩外国為替保証金（証拠金）取引業務に従事する従業員でないこと</p> <p>⑪お客様の個人情報（個人番号及び法人番号を含む）を正確にご登録いただけること</p> <p>●第 23 条 届出事項の変更</p> <p>マネーパートナーズに届け出たお客様の氏名、住所、または所在地、その他の事項に変更があった場合には、お客様はマネーパートナーズに対し、遅滞なく会員専用サイトまたは所定の方法により、必要な添付すべき書類とともにその旨を届け出るものとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款改訂記録</p> <p>&lt;追記&gt;</p>	<p><u>⑨お客様が日本国籍を保有せず日本国内に居住している場合、在留資格及び在留制限等の確認のため、在留カードもしくは特別永住者証明書の提出をすること。</u></p> <p>⑩お客様が法人の場合、F X取引を行うことは、法令その他の諸規則または定款、その他の内規に違反せず、F X取引のために必要な法令上の手続および内部手続遵守のための体制を有していること。</p> <p>⑪外国為替保証金（証拠金）取引業務に従事する従業員でないこと</p> <p>⑫お客様の個人情報（個人番号及び法人番号を含む）を正確にご登録いただけること</p> <p>●第 23 条 届出事項の変更等</p> <p>(1) マネーパートナーズに届け出たお客様の氏名、住所、または所在地、その他の事項に変更があった場合には、お客様はマネーパートナーズに対し、遅滞なく会員専用サイトまたは所定の方法により、必要な添付すべき書類とともにその旨を届け出るものとする。</p> <p><u>(2) お客様が、日本国籍を保有せず日本国内に居住しており、在留カードもしくは特別永住者証明書の有効期間が満了した場合には、満了日到来後 1 ヶ月以内に新たな在留資格及び在留制限等の確認のために、再度、在留カードもしくは特別永住者証明書を提出するものとする。提出されない場合には、口座を解約する場合がある。</u></p> <p>マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款改訂記録</p> <p><u>平成 31 年 4 月 1 日改訂</u></p>
---	---